平成31年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率 審査意見書

高山市監査委員

高山市長 國島 芳明 様

高山市監査委員 笠 原 旦 彦 高山市監査委員 倉 坪 和 明 高山市監査委員 榎 隆 司

平成31年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された平成31年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり審査意見を提出します。

平成31年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

平成31年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎 となる事項を記載した書類

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率

第2 審査の期間

令和2年7月20日から令和2年8月13日まで

第3 審査の方法

審査の実施にあたっては、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかの確認を行い、あわせて関係職員の説明を聴取した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項 を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の概要及び意見については、次のとおりである。

1 健全化判断比率

(単位:%)

					(+12.70)		
健全化判断比率	平成31年度	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準 ※	財政再生基準		
①実質赤字比率	- (黒字) (黒字)		- (黒字)	11.94	20.00		
②連結実質赤字比率	- (黒字)	- (黒字)	- (黒字)	16. 94	30.00		
③実質公債費比率	7.6	8.8	9. 9	25. 0	35. 0		
④将来負担比率	- (将来負担なし)	- (将来負担なし)	- (将来負担なし)	350. 0			

[※] 早期健全化基準は平成31年度における数値

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する 比率である。

実質赤字額がないため、前年度に引き続き算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、すべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

連結実質赤字額がないため、前年度に引き続き算定されない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3か年の平均である。

当年度は7.6%で、前年度に比べ1.2ポイント減少し、財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準25.0%を下回っており、良好な状態が維持されている。

(4)将来負担比率

将来負担比率とは、現時点での一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

地方債残高の将来負担額より充当可能財源が多いため、将来負担比率は算出されない。

2 資金不足比率

(単位:%)

会計名称	平成31年度 資金不足比率	平成30年度 資金不足比率	平成29年度 資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	- (資金余剰)	- (資金余剰)	- (資金余剰)	20.0
下水道事業特別会計	- (資金余剰)	- (資金余剰)	- (資金余剰)	20.0
地方卸売市場事業特別会計	- (資金余剰)	- (資金余剰)	- (資金余剰)	20.0
農業集落排水事業特別会計	- (資金余剰)	- (資金余剰)	- (資金余剰)	20.0
観光施設事業特別会計	- (資金余剰)		- (資金余剰)	20.0

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率 である。

すべての公営企業会計において資金不足額がないため、前年度に引き続き算定 されない。

3 審査意見

平成31年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率については、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、健全な状態を維持している。

しかしながら、今後、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎え、市税収入等の 大幅な増加は見込めない一方、医療・福祉などの社会保障費や公共施設の老朽化対 策など財政負担は増すと予想される。

こうしたことから、引き続き、第八次総合計画及び行政経営方針に基づき、歳入の安定的な確保とコスト縮減などによる歳出の適正化、計画的な財政運営を進められたい。

算定対象会計

一般	一般会計			実質赤					<u> </u>		
会 計 一般会計等に属する 等 特別会計			学校給食費特別会計	字比率							
	一般会計等以外の特 別会計のうち公営企業		国民健康保険事業特別会計 (事業勘定)								
			国民健康保険事業特別会計 (直診勘定)		ž	車詰					
		る特別会計以外 別会計	介護保険事業特別会計		5 F	実質赤字					
公			後期高齢者医療事業特別会計		1	北率		実			
営事業会		法適用企業	水道事業会計					質公債費比		157	
計	公営企業会計	法非適用企業	下水道事業特別会計					比率		将来負担比	資金
			地方卸売市場事業特別会計							率	平足比率
			農業集落排水事業特別会計								7
			観光施設事業特別会計			/	7			_	
			古川国府給食センター利用組合								
一部事務組合・広域連合		80. 广城海今	飛騨農業共済事務組合								
		□□ □以以建百	岐阜県市町村会館組合								
			岐阜県後期高齢者医療広域連合				_] <u>\</u>			
地方	地方公社・第三セクター等高山市土地開発公社							_		7	